

笠間市水道事業告示第3号

笠間市水道料金等未収金管理回収業務委託の実施について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2及び笠間市水道事業等徴収業務の委託に関する規程第5条の規定に基づき、笠間市水道料金等の未収金管理回収業務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和6年7月2日

笠間市水道事業管理者

笠間市長 山口 伸 樹

1 委託先の主たる事務所の所在地及び名称

東京都千代田区神田錦町1-8-11 錦町ビルディング4階・8階

弁護士法人 エジソン法律事務所 弁護士 大達 一賢

2 委託期間

令和6年7月2日から令和7年3月31日まで

3 委託業務の内容

水道料金、公共下水道使用料、農業集落排水使用料等の未収金管理回収業務